

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 33,203千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）  
が充てられる社会保障施策に要する経費 941,413千円

(単位：千円)

事業区分名		令和元年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	304,900	15,715	289,185	166,909		1,000	121,276	4,283
	老人費	274,547	159	274,388	18,529		12,480	243,379	8,566
	児童福祉費	1,278,449	9,894	1,268,555	403,005	220,000	227,513	418,037	14,742
保健衛生	保健衛生費	205,527	33,733	171,794	2,834	9,700	539	158,721	5,611
合計		2,063,423	59,501	2,003,922	591,277	229,700	241,532	941,413	33,203

※事業区分名は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は一般財源の比率に応じて按分